



発行 新潟県

第 84 号

平成30年10月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1116 保安林の指定予定（治山課）
- 1117 保安林の指定予定（治山課）
- 1118 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）
- 1119 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 1120 公共測量の実施通知（監理課）
- 1121 公共測量の実施通知（監理課）
- 1122 公共測量の実施通知（監理課）
- 1123 公共測量の実施通知（監理課）
- 1124 公共測量の終了通知（監理課）
- 1125 道路の区域変更（道路管理課）
- 1126 道路の供用開始（道路管理課）
- 1127 道路の区域変更（道路管理課）
- 1128 道路の供用開始（道路管理課）
- 1129 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1130 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1131 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1132 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 1133 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1134 指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）
- 1135 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
- 1136 臨港地区内の分区の指定（港湾整備課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（税務課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

教育委員会公告

- 平成31年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集（高等学校教育課）
- 平成31年4月県立中等教育学校の生徒募集（高等学校教育課）

告 示

◎新潟県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県佐渡市岩首字いら坪1819の2、1819の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第1117号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県上越市牧区片町字向山593、594、611の1から611の3、640から642、643の1、643の2、644から649、654、654の1、655、659の1、字大田682、684の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

◎新潟県告示第1118号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営藪神北部地区区画整理（経営体育成基盤整備事業「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月26日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年10月29日から平成30年11月26日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1119号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
清津里山地区	区画整理・農業用排水施設整備(中山間地域総合整備)事業	十日町市	平成30年8月7日

◎新潟県告示第1120号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 上岡地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年9月21日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 上越市浦川原区上岡地内

◎新潟県告示第1121号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年10月15日から平成31年1月22日まで
- 3 作業地域 糸魚川市大字大所

◎新潟県告示第1122号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年5月21日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市

◎新潟県告示第1123号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興

局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 坪野地区 確定測量)
- 2 作業期間 平成30年10月16日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 上越市吉川区坪野地内

◎新潟県告示第1124号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成30年7月26日から平成30年10月5日まで
- 3 作業地域 南魚沼市長崎地先

◎新潟県告示第1125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新関橋田村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市町屋字ホソタ637番1から	新	9.6~16.4メートル	470.8メートル
同市千原字川端乙80番2まで	旧	7.0~16.2メートル	471.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道下戸倉五泉線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下戸倉五泉線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市千原字川端乙80番2から	新	9.6~16.4メートル	470.8メートル
同市屋字ホソタ637番1まで	旧	7.0~16.2メートル	471.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道新関橋田村松線と重用

◎新潟県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新関橋田村松線
- 2 供用開始の区間
五泉市町屋字ホソタ637番1から同市千原字川端乙80番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月26日

◎新潟県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新関橋田村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市西四ツ屋字住吉田284番4から	新	8.0～14.2メートル	444.8メートル
同市西四ツ屋字札立乙392番1まで			
	旧	7.3～14.2メートル	445.3メートル

◎新潟県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新関橋田村松線
- 2 供用開始の区間
五泉市西四ツ屋字住吉田284番4から同市西四ツ屋字札立乙392番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年10月26日

◎新潟県告示第1129号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成28年11月11日新潟県告示第1161号）の指定を解除する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

水梨(4)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
---------	-----------	---------	---------

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1130号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成23年3月22日新潟県告示第355号)の指定を解除する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
千年(2)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1131号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成25年1月25日新潟県告示第93号)の指定を解除する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
当間(2)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本町地区	十日町市本町1丁目上・山本町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1132号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域(平成29年3月28日新潟県告示第360号)の指定を解除する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

蒔平(1)地区	十日町市蒔平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠(2)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(2)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(3)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水梨(4)地区	十日町市松之山水梨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千年(2)地区	十日町市千年	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
当間(2)地区	十日町市伊達辛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒔平(1)地区	十日町市蒔平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本町地区	十日町市本町1丁目上・山本町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
峠(2)地区	十日町市峠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(2)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
名平(3)地区	十日町市名平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1134号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角 英世

1 名称

株式会社 グッド・アイズ建築検査機構

2 変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算	新宿本社	新宿本社

適合性判定の業務を行う事務所の所在地	東京都新宿区百人町二丁目16番15号 横浜事務所 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目57番地	東京都新宿区百人町二丁目16番15号 横浜事務所 神奈川県横浜市西区高島二丁目19番12号
--------------------	--	---

- 3 変更する年月日
平成30年11月1日

◎新潟県告示第1135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年10月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 施行者の名称
上越市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 上越都市計画下水道事業
(2) 名称 上越市公共下水道（大潟処理区）
- 3 事業施行期間
平成15年1月31日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

◎新潟県告示第1136号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、二見港臨港地区内の分区を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）において縦覧に供する。

平成30年10月26日

二見港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角英世

- 1 指定年月日
平成30年10月26日
- 2 指定に係る分区の種類及び面積

分 区	指定面積（ヘクタール）
商港区	4.8
修景厚生港区	1.0
工業港区	3.5
漁港区	1.4
合 計	10.7

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名
車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正に伴う新潟県税務総合オンラインシステム改修業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年9月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 契約価格
94,385,088円
- 6 契約方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 リップス旭岡25街区
所在地 長岡市旭岡1丁目63番地外
設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 荷さばき施設の位置
(変更前)位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前)位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日
平成31年6月5日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)
- 4 変更の理由
建物A2の形状の変更に伴い、施設の配置に係る事項の一部に変更が生じるため。
- 5 届出年月日
平成30年10月4日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成30年10月26日から平成31年2月26日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、画像読取装置(FPDシステム)の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年10月26日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

画像読取装置(FPDシステム) 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年11月26日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年12月7日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Flat Panel Detector system [1] set

(2) Deadline for bid submission:

10:00 A.M. December 7, 2018

(3) For more information, please contact the following division in Japanese :

Administrative Section, Niigata Prefectural Kamo Hospital

1-9-1 Aomi-cho, Kamo City, Niigata Prefecture, JAPAN

〒959-1397

TEL 0256-52-0701

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、呼吸機能検査装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年10月26日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

呼吸機能検査装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年1月31日（木）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年11月5日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電動油圧式手術台システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年10月26日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電動油圧式手術台システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年11月5日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

教育委員会公告

平成31年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について(公告)

平成31年4月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第1学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

平成30年10月26日

新潟県教育委員会 教育長 池田幸博

1 全日制の課程

学校名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普通	4学級	160人
村上桜ヶ丘高等学校	総合 (単位制)	4学級	160人
中条高等学校	普通	3学級	120人
新発田高等学校	普通	6学級	240人
	理数	1学級	40人
	計	7学級	280人
新発田南高等学校	普通	4学級	160人
	機械工学	1学級	40人
	建築工学	1学級	40人
	土木工学	1学級	40人
	電子情報工学	1学級	40人
計	8学級	320人	
新発田農業高等学校	生物資源	2学級	80人
	食品科学	1学級	40人
	環境科学	1学級	40人
計	4学級	160人	
新発田商業高等学校	商業	3学級	120人
	情報処理	1学級	40人
	計	4学級	160人
阿賀野高等学校	普通	3学級	120人
豊栄高等学校	普通	3学級	120人
新潟高等学校	普通	7学級	280人
	理数	2学級	80人
	計	9学級	360人
新潟中央高等学校	普通	5学級	200人
	普通(学究コース)	2学級	80人
	食物	1学級	40人
	音楽	1学級	40人
	計	9学級	360人
新潟南高等学校	普通	8学級	320人
	普通(理数コース)	1学級	40人
	計	9学級	360人
新潟江南高等学校	普通	8学級	320人
新潟西高等学校	普通	8学級	320人
新潟東高等学校	普通	7学級	280人

新潟北高等学校	普 通	6 学級	240人
新潟工業高等学校	機 械	2 学級	80人
	電 気	2 学級	80人
	建築 (建築コース)	1 学級	40人
	建築 (建築設備コース)	1 学級	40人
	土 木	1 学級	40人
	工業化学 計	1 学級 8 学級	40人 320人
新潟商業高等学校	総合ビジネス	5 学級	200人
	情報処理	2 学級	80人
	国際教養	2 学級	80人
	計	9 学級	360人
新潟向陽高等学校	普 通	6 学級	240人
巻高等学校	普 通 (単位制)	7 学級	280人
巻総合高等学校	総 合 (単位制)	5 学級	200人
新津高等学校	普 通	7 学級	280人
新津工業高等学校	工業マイスター	1 学級	40人
	生産工学	1 学級	40人
	ロボット工学	1 学級	40人
	日本建築 計	1 学級 4 学級	30人 150人
新津南高等学校	普 通	4 学級	160人
白根高等学校	普 通	2 学級	80人
五泉高等学校	総 合 (単位制)	5 学級	200人
村松高等学校	普 通	2 学級	80人
阿賀黎明高等学校	普 通	2 学級	80人
三条高等学校	普 通	6 学級	240人
三条東高等学校	普 通	6 学級	240人
新潟県央工業高等学校	機械加工	1 学級	40人
	電子機械	1 学級	40人
	情報電子	1 学級	40人
	建設工学 計	1 学級 4 学級	40人 160人
三条商業高等学校	総合ビジネス	4 学級	160人
吉田高等学校	普 通	3 学級	120人
分水高等学校	普 通	2 学級	80人
加茂高等学校	普 通	4 学級	160人
加茂農林高等学校	生産技術	2 学級	80人
	環境緑地	1 学級	40人
	食品技術	1 学級	40人
	生物工学 計	1 学級 5 学級	40人 200人
長岡高等学校	普 通	6 学級	240人
	理 数	2 学級	80人
	計	8 学級	320人
長岡大手高等学校	普 通	6 学級	240人

	家 政 計	1 学級 7 学級	40人 280人
長岡向陵高等学校	普 通	6 学級	240人
長岡農業高等学校	生産技術 食品科学 生活環境 計	2 学級 1 学級 1 学級 4 学級	80人 40人 40人 160人
長岡工業高等学校	機械工学 電気電子工学 物質工学 産業デザイン 計	2 学級 2 学級 1 学級 1 学級 6 学級	80人 80人 40人 40人 240人
長岡商業高等学校	総合ビジネス 情報ビジネス 計	4 学級 1 学級 5 学級	160人 40人 200人
正徳館高等学校	普 通	1 学級	40人
栃尾高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
見附高等学校	普 通	3 学級	120人
柏崎高等学校	普 通	5 学級	200人
柏崎常盤高等学校	普 通	3 学級	120人
柏崎総合高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
柏崎工業高等学校	機 械 電子機械 電 気 工業化学 計	1 学級 1 学級 1 学級 1 学級 4 学級	40人 40人 40人 40人 160人
小千谷高等学校	普 通	5 学級	200人
小千谷西高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
小出高等学校	普 通	4 学級	160人
国際情報高等学校	国際文化 情報科学 計	2 学級 2 学級 4 学級	80人 80人 160人
六日町高等学校	普 通	5 学級	200人
八海高等学校	普 通	2 学級	80人
塩沢商工高等学校	機械システム 商 業 計	2 学級 1 学級 3 学級	80人 40人 120人
十日町高等学校	普 通	6 学級	240人
松之山分校	普 通 計	1 学級 7 学級	40人 280人
十日町総合高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
松代高等学校	普 通	2 学級	80人
高田高等学校	普 通 理 数	5 学級 1 学級	200人 40人
安塚分校	普 通	1 学級	40人

	計	7 学級	280人
高田北城高等学校	普通	5 学級	200人
	生活文化	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
高田農業高等学校	生物資源	2 学級	80人
	食品科学	1 学級	40人
	農業土木	1 学級	40人
	計	4 学級	160人
上越総合技術高等学校	機械創造工学	2 学級	80人
	電気情報	1 学級	40人
	建築環境	1 学級	40人
	土木防災	1 学級	40人
	計	5 学級	200人
高田商業高等学校	総合ビジネス	3 学級	120人
久比岐高等学校	普通	2 学級	80人
有恒高等学校	普通	2 学級	80人
新井高等学校	総合 (単位制)	4 学級	160人
糸魚川高等学校	普通	5 学級	200人
糸魚川白嶺高等学校	総合 (単位制)	3 学級	120人
海洋高等学校	水産資源	1 学級	40人
	海洋開発	1 学級	40人
	計	2 学級	80人
佐渡高等学校	普通	5 学級	200人
羽茂高等学校	普通	2 学級	80人
佐渡総合高等学校	総合 (単位制)	3 学級	120人

募集方法について

- 新発田南高等学校は、「機械工学科」、「建築工学科」、「土木工学科」、「電子情報工学科」を工業科として募集する。
- 新発田農業高等学校、新潟県中央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、高田農業高等学校、上越総合技術高等学校、海洋高等学校は全学科を一括して募集する。
- 阿賀黎明高等学校の学級数及び生徒数には、併設の阿賀黎明中学校からの進学者の学級数及び生徒数（1学級40人）を含む。

2 定時制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通（午前部） (単位制)	2 学級	70人
西新発田高等学校	普通（午前部） (単位制)	2 学級	70人
新潟翠江高等学校	普通（午前部） (単位制)	2 学級	70人
長岡明德高等学校	普通（午前部）	3 学級	105人
	（夜間部）	1 学級	35人
	（単位制） 計	4 学級	140人
出雲崎高等学校	普通（午前部） (単位制)	2 学級	70人

堀之内高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
十日町高等学校	普通	1学級	40人
高田南城高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人

3 通信制の課程

学校名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普通	若干人
高田南城高等学校	普通	若干人

平成31年4月県立中等教育学校の生徒募集について(公告)

平成31年4月県立中等教育学校のそれぞれの第1学年に入学させる生徒を次により募集する。

平成30年10月26日

新潟県教育委員会 教育長 池田 幸博

1 県立中等教育学校

学校名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	2学級	80人
燕中等教育学校	2学級	80人
柏崎翔洋中等教育学校	2学級	80人
津南中等教育学校	2学級	80人
直江津中等教育学校	3学級	120人
佐渡中等教育学校	2学級	80人

出願資格

県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、平成31年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者(児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。)とともに居住する自宅から通学可能な者
- (2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者